

教育委員会 7 月定例会会議録

1. 日 時 平成30年7月24日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F)会議室1
3. 出席委員 教 育 長 井 坂 隆
委 員 松 延 芳 子
委 員 今 野 登 喜 子
委 員 鈴 木 敏 之
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 服 部 正 彦 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 平 井 康 裕 学 務 課 元 川 宏
文 化 生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 スポーツ振興課 根 本 卓 也
国 体 推 進 課 北 島 康 雄 指 導 課 鶴 田 由 紀 子
図 書 館 入 沢 弘 子 図 書 館 大 貫 三 千 夫
博 物 館 木 塚 久 仁 子
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第16号 土浦市民生委員推薦会委員の推薦について (教育総務課)
議案第17号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について (学務課)
議案第18号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について
(土浦市立博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)
議案第19号 土浦市図書館協議会委員の任命について (図書館)
議案第20号 平成31年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について
(指導課) (非公開)
議案第21号 土浦市部活動の運営方針(案)について (指導課)
 - (2) 報告事項
①土浦市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項の一部改正について (教育総務課)
②上大津地区小学校適正配置に係る説明会の実施結果について (学務課)
 - (3) その他
いきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会〔水泳(水球)及び相撲競技〕の開催について
(国体推進課)
6. 傍聴者 なし
7. 議事内容

教 育 長 それでは、時間が来ましたので、7月の教育委員会定例会を始めます。
なお、説田委員については所要のため欠席ということです。

それでは、教育長の報告事項、教育総務課をお願いします。

————— 6月27日以降の行事について報告 —————

教 育 長

続いて、議案に入ります。議案20号は非公開でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

教育総務課

議案第16号の民生委員推薦会委員の推薦についてでございます。定例会資料4ページをお願いいたします。

社会福祉課から土浦市民生委員推薦会委員の推薦について依頼があったものでございます。こちらにつきましては、地域福祉の担い手であります民生委員児童委員につきまして、市町村に設置されました民生委員推薦会が推薦することとなっております、これまで委員として、5ページに教育に関係ある者といたしまして、小原委員が平成28年10月1日から3年の任期としましてお願いしておりましたが、小原委員の退任に伴いまして、教育委員会に対して教育委員の中から新たな委員の推薦依頼がございました。

なお、任期につきましては、通常の任期は3年となりますが、4ページの2項目目、任期に記載がありますように、民生委員法施行令第1条第2項の規定によりまして、前任者の残任期間であります来年の9月30日までとするものでございます。委員のご推薦をお願いしたいと思います。

なお、会議の開催状況でございますが、民生委員児童委員としての適格者を選任するため、地区長から推薦されました候補者につきまして、民生委員児童委員審査方針に基づきまして審議を行うものでございます。審議案につきましては、事務局案をもとに、個別に検討を行うものでございます。

会議の開催状況でございますが、昨年度は2回、今年度は年3回を予定されているということでございますので、ご推薦のほうよろしくお願いいたします。

教 育 長

説田委員は本日欠席ですが、よろしいでしょうか。

教育総務課

推薦をいただく方でこちらのほうでご了解いただき、それから社会福祉課に通知したいと考えております。

教 育 長

事務局に案があるということですね。

教育総務課

事務局といたしましては、教育長職務代理者の説田さんでお願いしたいと思っておりますが、本日欠席でございますので、後ほどご了解をいただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

教 育 長

ただいま議案16号について、小原前委員の残任期間を説田委員にお願いすることを考えているということですが、ご意見のほうよろしいでしょうか。ご意見が無いようなので、あとは総務課で対応をお願いしたいと思います。

教育総務課

改めて、説田委員さんのほうにご了解いただいて、推薦をしたいと思っております。ありがとうございました。

教 育 長

それでは、続きまして、議案第17号 土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱について、学務課をお願いします。

学 務 課

資料の8ページをお願いいたします。

土浦市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱についてでございます。学校給食センター運営審議会につきましては、教育委員会の諮問に応じまして、給食センタ

一の運営に関する重要事項について調査・審議するもので、資料の下の部分に記載させていただきました土浦市立学校給食センター条例第4条の規定に基づきまして、平成30年6月1日から2年間の任期、西暦で2020年5月31日までの任期で委員の方々に委嘱しておりましたが、今般、市立学校の学校医の選出区分におきまして、米印で表記させていただきました委員の方に変更がございます。これまで委員を委嘱しておりました鈴木医師が教育委員の任命に伴いまして辞職ということになりましたので、後任といたしまして、土浦市医師会の推薦により廣田医師に委員を委嘱するものでございます。

教 育 長

ありがとうございます。ただいまの説明で、鈴木先生が教育委員になられたということで、廣田先生が後任ということでございます。よろしいでしょうか。

続きまして、議案第18号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について、文化生涯学習課をお願いします。

文化生涯学習課

議案第18号 土浦市博物館条例施行規則の一部改正について説明をさせていただきます。

12ページをお願いいたします。

博物館法の規定に基づきまして設置をしてございます土浦市立博物館と上高津貝塚ふるさと歴史の広場におきましては、各種調査、資料の収集・保管・展示をすることで、本市の歴史に親しんでいただき、郷土史の学習や郷土意識の高揚に努めているところでございます。

今回の改正につきましては、寄託された資料の取り扱いを明確化するために免責事項を新たに追加させていただくというものでございます。12ページ、資料の大きい2、改正の内容のところでございます。(1)第10条としまして、寄託された資料につきまして、天災、その他不可抗力による損失に対し、その責めを負わないという免責事項を加えるものでございます。また、そのほかあわせて字句の修正を行うものでございます。

なお、施行日につきましては、公布の日からとさせていただきますと思います。

教 育 長

博物館に寄託された資料について、新しく付け加えるということです。ご質問ございますでしょうか。博物館の条例に関してはかなり細かい規則があるんですね。土浦の場合、たくさん資料を持っています。きちんとした対応をするという意味での改正ということだと思います。よろしいでしょうか。

続きまして、議案第19号 土浦市図書館協議会の任命について、図書館をお願いします。

図 書 館

資料20ページをお願いいたします。

土浦市図書館協議会委員の任命についてです。土浦市図書館協議会は、図書館法第14条及び土浦市図書館条例第7条の規定に基づきまして、資料の下のほうに書かせていただいているとおり、図書館長の諮問機関として10名の委員を任命しているものです。

今回、先月6月の定例会におきまして、2018年7月1日から2020年6月30日までの2年間の任期で委員の改選のほうのご承認をいただいておりますが、そのうち1名、エビハラ委員が職場の人事異動によりまして委員の継続が難しくなったとい

うことでご辞退のご連絡をいただきましたので、表に記載させていただいております下から3番目、備考欄に新任と書かせていただいております中庭氏を後任の委員として任命したいと考えております。

なお、新規委員の任期は前任者の残任期間とすると条例に定められておりますので、承認をいただいた日から2020年6月30日までとなります。

教 育 長 図書館協議会の新しい委員の任命ということで、中庭和人さんをお願いしたいということですが、よろしいでしょうか。

続きまして、議案第20号 平成31年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について、教科書の正式な採択についての説明を指導課お願いします。

【議案第20号「平成31年度使用教科用図書の採択結果の送付及び議決書の提出について」を協議】（非公開）

教 育 長 それでは、議案第21号 土浦市部活動の運営方針（案）について、指導課お願いします。

指 導 課 定例会の資料26ページをお願いいたします。

部活動の運営方針の策定についてでございます。初めに、これまでの動き及び今後の対応の概要についてお伝えいたします。

まず、国・スポーツ庁から平成30年3月末に「運動部活動のあり方に関する総合的なガイドライン」が出まして、それを受け、県教育委員会から茨城県運動部活動の運営方針及びQ&A集が示されました。本市といたしましては、茨城県教育委員会が策定した「茨城県運動部活動の運営方針」をもとに、26ページ案で示しておりますこちらの「土浦市部活動の運営方針」の策定を進めてまいりたいと考えております。

また、今後の対応でございますが、本日ご審議いただいた後、8月の定例会にて最終案を改めてご報告させていただき、9月議会の際、市議会文教厚生委員会にてご報告いたします。あわせて、各中学校及び新治学園義務教育学校では、市の方針を受けて、各中学校版の部活動の運営方針を策定いたします。市教委や各学校はその方針を配付文書やホームページなどで、生徒、保護者、地域に周知し、平成30年10月1日から新しい方針のもと部活動を行うということになっております。

なお、休業日の設定などについては、吹奏楽部や美術部、科学部等の文化部も対象とするため、本市は方針名から運動部の運動の文字を外しております。

では、中身の概要についてご説明いたします。内容のほとんどの部分は県の運営方針に基づいたものでございまして、過日、7月17日に市内の中学校の校長先生方にお集まりいただき、協議をしていただきました。協議後のものがこの運営方針（案）でございます。

まず、27ページの策定の趣旨をごらんください。

枠の中の一つ目の中点にあるとおり、生徒が運動やスポーツを主体的に楽しむことで運動習慣の確立等を図り、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ることや、バランスの取れた心身の成長と豊かな学校生活を送ることが実

現できるようにすることを重視いたしました。

また、二つ目の中点にあるように、学校教育の一環として適正な時間管理のもと、合理的でかつ効率的・効果的な運営に努めることに留意いたします。

さらに、28ページの1、学校教育の一環としての運動部活動の適切な運営の(2)の2行目にあるとおり、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、運動部顧問の指導に係る業務の適正化、いわゆる働き方改革にも配慮していく必要があると考えております。

先日の校長会でも協議の中心となりました朝練習についてと休養日についての2点についてご説明をいたします。30ページから31ページにかけてでございます。

4番、適切な休養日等の設定につきまして、31ページをお開きください。

(1)ア、活動時間については、県の方針同様、1日の活動時間は平日2時間程度、休業日3時間程度でございます。また、朝の活動については原則として行わないと県の方針にもありますので、同様にいたします。しかし、「原則として」とございます。原則によらない場合というのはどのような場合かについて、校長会と話し合ったところ、その協議の中での結論としては、そこにあります3点がございます。一つ目は、総合体育大会、新人体育大会の1カ月前からの期間、二つ目が下校時刻が早くなる冬など、放課後の活動時間が十分に確保できない期間で、なおかつ学校の実態、例えば学校規模や活動場所の不足する、同じ体育館の中で複数の部活が練習しなければならないというような場合、活動がかなり制限されますので、そういった場合、冬の場合などについては朝練習も可能である。3点目が学校の部活動として通常設置していない駅伝大会や陸上競技会など特設の活動を実施する場合、こちらの3点については、「朝練習も行う」ではなくて、「朝練習も可能である」といたしました。

続いて、イ、休養日につきましては、週当たり2日以上休養日を設けることを徹底いたします。また、6月の定例会でご審議いただいた学校閉庁日をまとめた休養期間といたします。

最後に、32ページをお願いいたします。

6番、大会の見直しです。〇〇市長杯などの大会参加が過度の負担とならないよう、年間12大会を上限の目安といたしました。これは県教育委員会のQ&Aで、1カ月1大会程度が望ましいと示されたことと、市内の中学校へ事前に調査をいたしましたところ、ほとんどの部活動はほぼこの程度の数で収まっていたことから目安として掲げました。

教 育 長

ありがとうございました。要するに、朝練はやってはだめということからスタートしてしまして、スポーツ庁が言う働き方改革の一環では、顧問の先生方の過度な負担にならないというのがポイントだと思います。実際に運動部の顧問をやっていると、特に中学校などの場合は、例えば野球部なら野球をやってきた人だったらいいんだけど、そうとも限らない人が顧問になることもあり、放課後は授業が終わった後から練習が終わるまで、6時とか、今だったら7時ぐらいになるときもあると思います。

参 事

7時ちょっと前ぐらいだと思います。

教 育 長

その後、顧問の先生はクラス担任とか教科の仕事をして、帰る時間が10時、11時になってしまうこともある。さらに3年生になると高校入試があるので、さらに多忙になる。そういうことが全国的に問題になっていて、朝練はなくすようにしようということになった。夕方ばかりではなく、朝早く生徒が来れば先生も出勤しなくてはならないので、働く時間というのは週に7時間45分の5倍ですね。そういう時間では間に合わないくらい先生方が働いているということです。それを直そうと働き方改革、学校の先生に限らず、そういう世間の流れの中でスポーツ庁から出ています。そして7月までに方針を定めなさいという通知が県のほうから来て、それに合わせて他市町村の例などを参考にしながらつくったものでございます。

結論から言うと、個人的には先生をもっと増やせばいいと思うんだけど、増やさない。スクラップをしないで、新しいことを、ビルドするばかりやっていますので、先生達にしわ寄せが来ているという状況です。これを解消するには部活動担当の先生を採用すればいいんだけど、国にはそういう余裕はない。よくいわれる文科省は教員の定数を1万人増やす、財務省は4万人減らす、プラスマイナス5万人の差があるような世界でして、マスコミは文科省の言ったことを書くけれども、予算的には単年度処理で決まるので、実際には教員は増えないという中での苦渋の選択です。部活動を真剣にやっている先生方にとってはものすごく切実な問題で、例えば全国優勝なんかを狙っている中学校とかは何か別の対策を立てないと練習時間が間に合わないというようなことになる。実際に茨城県ではないですけども、他の都道府県でもいろいろなやり方を考えているみたいです。日本の場合、学校でスポーツの裾野を支えている部分があるので、それを社会スポーツ的にするべきだというのがスポーツ庁ですけども、実際は指導員が足りないので、そういうこともできない。折衷案みたいな形で現在進めています。土浦としてはこれを案として県に報告したいと。あと、学校に徹底したいということでございます。

松延委員、これは保護者の立場からするとどうなんですか。

松 延 委 員

部活動は生徒にとっては本当に多様な学びの場という大きな意義があると思っています。3番目の娘がこの夏で部活が終わったんですけども、やはりどの子も、運動部に限らず文化部も経験させてもらって、3年間の中学校生活のなかで部活動を通して本当に成長したなと思う部分が多いと感じています。そういう意味で先生方には大変感謝しています。

今、保護者の間で最も話題になっているのはやはり朝練がなくなるということで、ニュースでは、先生方の負担軽減及び子供たちの疲労軽減の意味での実施ということだったので、親のほうも、それはそうだねということで納得している部分は大きいと思うんですけども。しかし、やはり賛否あって、朝疲れてなかなか起きられなくてかわいそうだから車で送ることも多く、親も仕事をしている中で大変だからなくていいんじゃないのという意見もあり、一方で、大好きな部活をやるから朝頑張って起きて行けて、部活のために夜も早く寝るといって早寝早起きの習慣がついている中で、それがなくなったときに子供たちはどうなるんだろうと、メリハリのない生活になってしまうのではないかとというような心配の声も聞かれ

ます。大事なのは、時間数を短縮したことで結果的にいい効果があったという、例えば学力が向上したとか、先生方にも生徒にも精神的なゆとりみたいなものお互いに生まれて、何かいい結果につながれば、やってよかったということになると思います。その辺はもちろん学校単位で考えてくださるとは思うんですが、プラスがなければ意味がないと思っています。

あと、心配なのは、登校時間がこれまで分散していたのが同じ時間に集中し小学生の登校と重なるので、自転車通学の生徒の安全指導等が必要になってくると思っています。

教 育 長
今 野 委 員

ありがとうございます。今野委員はどここの辺はどう思われますか。

やっぱり昔の部活動をイメージしてしまうせいか、顧問の先生との信頼関係という部分で、生徒指導の場というのが私の中では部活動じゃないかなという、そういう認識できましたので、最近外部からの指導員を雇ってみたいなことを聞きますけれども、それはとてもおかしきと思ってきました。先生方の勤務時間という部分ではいたし方ない措置だろうし、子供たちの負担という部分では仕方ないことではあるんだけど、学校教育の場としての部活動というのはとても大事なものだとは私は思っているので、これが本当にきれいに実施されるのかどうかは別として、残念だなという感じが私なんかはあります。朝練をなくしてしまって、しかも放課後中学生は授業がいっぱいあって、本当にはないですよ、部活動する時間なんていうのは、冬場なんていうのはなくなっちゃう。それで特別な場合はというふうにあるんでしょうけれども、私は部活動の意義というのはとても大きいと思っていますので、必要なことなんでしょうけれども、と思います。

教 育 長

ありがとうございます。今野委員と同じような意見は先々月の県の教育長会議の中でも出まして、同じようなことは10年前にやった。それをみんな守らないできてしまっている。今回も決めたのに守らなかったらどうするのかということも出ている。もう一つ、中学生でやんちゃな子たちは特定の部活動の先生がその子を見守ることによって学校の秩序が保たれる部分もある。その辺をどうするのかという、顧問と生徒の間での教科指導以外の部分での人間的な成長を促す行為がそがれてしまうのではないかという危惧の声は何人かの教育長の間で挙がっていました。

鈴木先生、直接は関係ないと思いますが、どうでしょう。

鈴 木 委 員

今、朝練がなくなって、規則的な生活というか、朝早起きしていたのを早寝早起きが乱れてしまうのではないかというのは、健康面からすると、運動をしつつ規則的な生活を送るというのは非常に大事なことなのではないかと思いますので、それが朝寝坊、ギリギリまで寝ていたり、一番体が成長する時期というか、中学1年生から2年生まで男子なんかは大体1年間に10センチ身長が伸びると思うんですけども、一番の成長の時期にきちんと適度の運動をするとか、そういうのを今までやっていた量は適量かどうかは何とも言えないですけども、それが減ってしまうということ、そういう規則正しい生活をしてきた人たちが乱れてしまうかもしれないということは心配なところはあります。

教 育 長

ありがとうございます。ただいま運用面で、趣旨については賛同できる部分もあると。出来る部分もあるということはある部分もあるということでしょうけれど

も、ただ、運用面で各学校にきちんと徹底していく必要があるということで、期日
がございまして、今月中に各市町村では定めてということですので、土浦としては
この案で進めてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、議案は以上でございます。

4番の報告事項、土浦市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要項の一部改正について、
教育総務課お願いします。

教育総務課

定例会の資料 33 ページをお願いいたします。

私立幼稚園奨励費補助金につきましては、市内に住所を有しまして、子ども・子育て
支援制度に移行しない私立幼稚園の満3歳児、年度途中で満3歳児になる幼児、
3歳児、4歳児及び5歳児を通園させている保護者の保育料の支払いに関しまして、
経済的負担の大きい世帯に対して補助金を交付して保護者の負担軽減を図っている
ものでございます。

今回の改正の趣旨でございますが、1の改正の趣旨にもございますように、国の補助、
こちら3分の1の補助がございまして、これは国の制度、幼稚園補助金交付要
項に基づくものでございますが、その国の制度改正によりまして土浦市の交付要項
の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、2の主な改正内容に記載してありますとおり、市民税の
所得割額7万7,100円以下の世帯の第1子及び第2子に係る補助限度額を記載のと
おり引き上げるものでございます。

なお、施行日につきましては、公表の日から施行しまして、4月1日にさかのぼ
って適用するものでございます。

34 ページ以降は要項の新旧対照表となっておりますが、今回の修正箇所につき
ましては、次ページ 35 ページ、36 ページでございますけれども、第1子、第2子
の下線部分、区分でいきますと4番目の分がそれぞれ改正後と現行という部分で下
線部で示したものが変更箇所でございます。

教 育 長

補助金の一部改正ということですので。ご質問ございますでしょうか。よろしいですか。
鈴木先生、この辺大丈夫ですか。では、その方向で進めていただきたいと思います。

(2) 上大津地区小学校適正配置に係る説明会の実施について学務課お願いします。

学 務 課

資料の 37 ページをお願いいたします。

上大津地区小学校の適正配置ということで、具体的に学校名を申し上げますと、上
大津東小学校、上大津西小学校、神立小学校、菅谷小学校の4校になりますが、そ
ちらの適正配置につきましては、土浦市立小学校適正配置実施計画に基づきまして、
平成 29 年 4 月から関係者への説明を実施し、その後、上大津地区小学校適正配置
検討委員会を設置いたしまして、同委員会を2回開催し、具体的な適正配置のシミュ
レーション等について協議・検討を現在進めているところでございます。

これまでの協議内容等につきましては、6月20日、21日、26日、27日の4日間に
わたりまして小学校地区ごとに説明会を実施いたしましたので、その結果について
報告させていただきたいと思っております。

各説明会の開催状況につきましては、37 ページ、「1. 開催日時及び参加者数等」

のとおりでございます。上大津西小学校地区で 24 名、上大津東小学校地区で 6 名、菅谷小学校地区で 15 名、神立小学校地区で 14 名、全部で 59 名の参加をいただきました。

次の 38 ページ以降につきましては、説明会に参加いただいた方からの主な質問と回答を掲載させていただいております。恐れ入りますが、抜粋して説明させていただきたいと存じます。

39 ページをお願いいたします。

ページ中ほどの「5. 上大津東小について」というところをお願いいたします。

(1) 及び (2) 上大津東小学校の児童数予測と教室の状況についてご質問をいただきました。回答につきましては、回答欄に記載のとおり、児童数の予測については、おおつ野地区の人口増加も見込んで推計値を算出していますということ、また、教室の状況につきましては、多目的室の改修により平成 35 年度までは教室は不足しない見込みであるということをお答えさせていただきます。

続きまして、40 ページをお願いいたします。

上の「6. 上大津西小について」の (1) 上大津西小学校地区の方からはどのような意見が挙がっているのか、というご質問をいただいております。このご質問につきましては、どの小学校地区の参加者からも同じような質問をいただいております。こちらの質問に対しましては、児童数が少なく保護者の負担も大きいことから、上大津地区全体の適正配置実施前に暫定的にいずれかの学校と早く統合してほしいという意見があったということをお答えしております。なお、暫定的な方策を取るに当たりましては、上大津西小学校地区全体の意向を確認してもらいたいというような要望もございましたことから、意向調査の実施等についても検討したいということでお答えしております。

続きまして、「8. 上大津西小の早期対策案について」の (1) をお願いいたします。

こちらにつきましては、ただいま説明させていただきました上大津西小学校の暫定的な対策案に関するご質問でございます。上大津西小学校につきましては、問題解消に向けて、問題というのは複式学級が次年度から発生する見込みであるということ、あとは二、三年中にその複式学級が 2 クラスになってしまうという問題がございます。そちらの解消に向けて早急に対応する必要があり、平成 32 年 4 月を目標に暫定的な対策を実施したいと考えているということでお答えしております。

次、41 ページをお願いいたします。

「9. 上大津地区全体の適正配置について」の (1) につきましては、検討委員会の中で出された意見の一つ、学区の見直しによる対応策ということで、そちらの案に対するご質問がありました。こちらの案の学区の見直しによる対応につきましては、現在の地域コミュニティを分断することになるので、地域の方々の同意を得るのは難しいという説明をしております。

また、(2) の上大津地区も新治学園のような義務教育学校になるのかというご質問に対しましては、神立小学校も含めて四つの小学校を統合した場合は、適正規模を超過した過大規模校となることから、新治地区と同様の方策は難しいのではない

かということでお答えしております。

42 ページお願いいたします。

「10. スクールバスについて」はどの小学校区の参加された方々からもいろいろとご質問をいただきました。この質問に対しまして、スクールバスの対象者の条件ですとか、運行ルート、あるいは停留所の決定方法等について説明させていただきました。

続きまして、44 ページをお願いいたします。

こちら 44 ページ以降は、説明会に参加いただいた方々からの主な意見、要望を小学校区ごとにまとめたものとなっております。

まず、上大津東小学校のほうでは、PTAの方からは、上大津西小学校の対応は早急にすべき、そして、上大津東小学校は施設も古く、手狭であるため改善してほしいですとか、早く新校舎をつくってほしい等の話がございました。また、上大津東小学校地区につきましては、説明会の参加者数が少なかったこともございまして、保護者の方々に当事者意識を持ってもらえるような周知方法を検討すべきではないかというような意見もいただいております。地域の方々からは、スクールバスの利用者を最小限にするためには、統合した小学校の建設場所は土浦五中付近がよいのではないかと、あるいはそれに合わせて、付近の道路等を整備したほうがよい、統合を検討する際には、児童の数だけではなくて、運動場や駐車場等の敷地面積等についても考慮していただきたいというような要望がございました。

続きまして、その下、上大津西小学校地区のPTAの方からは、保護者の方々の間では統合は仕方ないというような意見が出ているという話がございました。暫定的な対応に関しましては、菅谷小学校と統合するのが一番スムーズというような意見ですとか、あるいは、遅くても平成 32 年度までには統合をお願いしたい、統合の際にはスクールバスを確保してほしいなどのご意見をいただいております。なお、統合後の上大津西小学校の跡地利用に関しまして、同地区の老朽化した公共施設を集約できないのかといったようなご要望もございました。また、地域の方々からは、早急に暫定的な方策を実施する必要はあるけれども、子供たちの環境の変化への対応にも十分配慮願いたいというようなご意見もいただいております。

45 ページをお願いいたします。

神立小学校地区のPTAの方からは、神立小学校を除いた3校で適正配置は検討していただきたい、あるいは、通学時間帯の神立地区は非常に渋滞がひどいということで、こういった時間帯に子供たちをスクールバスでほかの地区に移動させるのは現実的ではない、また、常磐線の横断は非常に危険であるため、学校を一緒にすべきではないなどの意見がございました。地域の方からは、神立小学校とほかの3小学校で分けて、それぞれの地区に義務教育学校をつくってもらいたいというようなご意見もいただいております。

続きまして、最後に、菅谷小学校地区のPTAの方からは、やはり上大津西小学校の対応は早急に行くべきといった意見を始めといたしまして、敷地の広さや学校施設

の面から、上大津西小学校の統合先として菅谷小学校をぜひ利用してほしい、また、土浦五中付近に神立小学校を除く3小学校の統合校を新設していただきたいというような話がありました。地域の方からは、先ほどの神立小学校地区の意見と同様に、常磐線の横断は危険なため、適正配置は神立小学校を除いた3校で検討すべきといったご意見をいただいております。

46 ページになりますけれども、PTAの方からは自分の子供に関係がないと親身になって考えられないので、もっと早く新設校をつくれなかとといったような要望もいただいております。

以上の説明会の実施結果に基づきまして、今月31日に3回目の適正配置検討委員会の開催を予定してございまして、これらの意見や要望等も踏まえて、今年の10月ごろには中間提言をいただいた上で、今の意見の中にも多数出てきております上大津西小学校の早期対応についての方策を決定したいと考えているところでございます。

教 育 長 ありがとうございます。上大津地区に関する今、説明がございましたが、鈴木委員は何かございますか。

鈴 木 委 員 私は出身は上大津西小学校なので、私が小学校のときは神立小がまだできてなかったもので、神立から皆さんバスで通ったりして結構人数はいたんですけども、神立小ができてからは、やはり上大津西小学校は手野地区だけということで、人口がどんどん減って増える見込みのない地区で、私も校医をしていますけれども、1学年に女の子1人だけで男の子が四、五人という学年もあったりして、やはりお子さんたちにとっては数限りある環境で、刺激を受けることが少なくなってしまうと思いますし、現状では統合していただいて、統合を早く進めていただいたほうがいいと思います。

あとは、私はおおつ野にいますけれども、おおつ野地区も上大津東小学校ですけれども、おおつ野地区も結構横に長いというか、おおつ野の入り口のほうの子たちはかなりの距離を歩いて東小学校に通学していますので、この話にあったおおつ野地区を二つに分けてどうかという話もないわけじゃないのかなとは思いますが、西小と菅谷小のほうに行かせる、五中の近くにあるところに行かせるのは現実的には難しいかなと思います。

教 育 長 ありがとうございます。今野先生は小学校で大分いろいろなケースを見ていると思いますけれども、どうでしょう。

今 野 委 員 適正配置ということが大事だろうなと思うんです。教育の場所として余りにも少なすぎてはやっぱり子供たちの教育環境としてはなかなか難しいので、これは仕方のないことなんでしょうが、難しいでしょうね。

教 育 長 保護者のほうでは適正配置は実際にはどのように考えているのですか。

松 延 委 員 随分長いことこの会議をされて、PTAや地域の方々の意見は、十分聴取してきているというふうに感じています。やはり西小だけではなく、上東や菅谷小のPTAの方でさえ、早くに西小の複式学級を解消してあげたい、早くそれをやってあげるべきではないかという意見が出ているということでは、できるだけ早く決定内容を下ろしてあげたほうがいいのかなと思います。保護者の中では、統合は決定で、将

教 育 長

来的には五中辺りに建つのかなというような話がされているんです。決してそれはまだ決定されたことではないですけども、そういうふうに思っている父兄の方は多いようです。一度凍結した件だということで、長い父兄にとっては、小学校に入るときからもう卒業を迎えてしまいましたという父兄もいるわけで、逆にまた関心が薄れていくような傾向にならなければいいなと思っているので、気運が高まっているときに決定事項を下してあげることが親にとっては安心なのかなと思います。ありがとうございました。ただいまのような意見も踏まえて、7月31日に検討委員会があるわけですね。その後の方向については、適宜教育委員会のご意見も伺いながら、市の財政とも話し合い進めていくということで、できるだけ早くという、なかなか難しいと思います。学校をつくるとかつくらないということは、昔だったら60年、70年ぐらいまでは見通せたと思いますが、今は30年、長くて40年くらいしか見通せないなので、大きなものをつくってしまうと市の負担になる。具体的な事例は東京にたくさんありますけれども、この近くで言うと、つくばの荃崎地区、昭和50年代に森の里ができたときには、強烈な勢いで生徒が、第三小学校1,500人とか2,000人位いたと思います。今、荃崎第三小学校は、200人割っていると思います。つくばはTX沿線につくった学校が、約2年で、パンクしてしまうという状況もあったりと、地域の特性があります。神立地区についてもおおつ野がどれだけ人が増えるかという、推定では500人くらいまではいくんでしたよね、たしか。その後、団地の場合は3世代をぐるぐる回っているような地域ではないので、1世代終わるとその地域の学校はもう必要なくなってくる。これからいろいろな面を考えながら進めて、保護者の方の満足のいく教育をしていく必要があると思います。非常に難しい時代に入っているのかなと。そういう中での検討委員会、上西小学校と菅谷小学校はできるだけ早く統合するということが今、進んでいます。部長、そういうことでよろしいですね。

教 育 部 長

総括して、今の保護者あるいは地域の方のご要望をお伝えしますと、おさらいになりますが、まず、上西小学校の少人数化した部分の対応、現在は複式学級は解消しましたけれども、昨年まで複式学級だったと。また来年度辺り、複式学級に戻ってきてしまう、そういう状況なので、早く改善してほしいと。その改善策としては、地元の方からすると、菅谷小学校辺りと統合する方法がいいんじゃないかと。それは上東小学校のほうもかなり子供がふえてきて手狭感があるのでそういうようなご意見が多かったと。

また、上東小学校については、これからの子供の数の増加が見込まれる状況の中で、現状でもグラウンド、運動場辺りは手狭感があると。教室も今後不足する見込みも先々は出てくる、そういう中で対応を考えてほしい。

菅谷小学校については、今の学校は環境も設備等もいいので、できれば残してほしいと。ただ、全体的な統合を考える場合には別な選択肢もやむを得ないかという保護者もいらっしゃいました。

神立小学校については、やはり常磐線をまたぐという部分では、先ほどもございましたように、通学時の問題、それと放課後の子供たちの交流、そういったことも考えると、安全面でやはりほかの学校との統合は考えられない、子供の数も充

足している部分もあるので、できれば上大津地区の統合というような考え方、適正配置の中では切り離してほしいと、そういうご意見でございます。

それで今、事務局としては、いろいろなシミュレーション、どちらに統合するか、どの学校と統合するかによって子供たちの数がどのようになるのか、それを今後10年先まで見通したシミュレーション、それとその際に統合した場合の学校の建設費とか修繕費とか、あるいはスクールバスで通学する際の対象人数、それに見合う費用面とか、そういったものも今、算出しながら、具体的な方向性について外部委員会となります検討委員会のご意見を踏まえて固めていきたい。そして適宜定例会等、教育委員会のほうにも報告していきたい、そういうふうに考えております。

教 育 長

ありがとうございます。それでは、報告事項の(2)上大津地区の適正配置についてはこの辺でよろしいでしょうか。

5番目、その他。国体関係よろしく願います。

国体推進課

資料は47ページになります。

いきいき茨城ゆめ国体競技別リハーサル大会の開催についてでございます。ご案内のとおり、リハーサル大会については来年に控えた国体本大会の発表日の運営するに当たり、万全を期すことを目的に既存の大会を国体本番に見立てて実施するものでございます。5月には県内のリハーサル大会の皮切りに、本市開催競技であります高等学校軟式野球競技のリハーサル大会をJ:COMスタジアムで実施したところでございますが、このたびは水球競技と相撲競技のリハーサル大会を実施するものでございます。

水球競技については、第73回国民体育大会関東ブロック大会をリハーサル大会として位置づけ、実施するものでございまして、8月4日、5日の2日間、県立土浦第二高等学校のプールにおきまして、8都県がトーナメント方式により、今年行われます福井国体の出場権をかけ熱戦を繰り広げられます。

また、相撲競技についてでございますが、第57回全国教職員相撲選手権大会をリハーサル大会として位置づけ実施するもので、8月19日に霞ヶ浦文化体育館におきまして21都県が参加し、団体戦、個人戦により、教職員日本一の座をかけて熱戦を繰り広げられます。

48から51ページには両競技の開催要項を記載させていただきました。委員の皆様におかれましては、お時間がございましたらぜひ会場に足を運んでいただき、国体本番さながらに執り行われる大会をごらんになっていただければと思っております。

なお、本市開催の残り1競技、軟式野球の成人の部のリハーサル大会は11月に予定してございますので、近くなりましたら、こちらを改めて委員会でご案内させていただきます。

教 育 長

ありがとうございます。国体関係リハーサル大会です。ご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

スポーツ振興課

本日お配りしました水郷プール利用状況でございます。7月14日にオープンしま

して、昨日までで 10 日間が経過しまして、この表の合計の右下、下から 2 番目にあるように、10 日間で 1 万 4,767 人の入場者でございます。天候に恵まれすぎているというか、いいのか悪いのか、去年は同じ 10 日間で 1 万 1,400 人ということで、3,350 人昨年よりは多いというような状況でございます。今後は天候次第でございますけれども、事故のない安全な運営をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

教 育 長 水郷プール、3 年目で、1 年目と 2 年目は天候不順で、特に去年は晴れたのが 8 月 13 日の 1 日だけで、4,000 人ぐらい入りましたけれども、当初の設定では 6 万人ぐらい入るととんだんだっけ。

スポーツ振興課 当初の計画ではたしか目標 8 万ぐらいだったと思うんですけども、収益分岐はあれですけども、8 万ぐらいが設定です。

教 育 部 長 8 万人ぐらいを呼びたいということで改修事業を行ったということです。5 万ぐらいで。

教 育 長 下妻のプールも大分苦戦していて、今年は 14 万人という数字を出したみたいです。土浦の場合は他の市町村から大分団体客が入っています。ただ、あんまり暑すぎてもプールは行かないですよ。適度な暑さが続けばいいということです。よろしくおねがいします。

教 育 部 長 学校のプールで熱中症の危険があって、水温が高くて中止したという報道も二、三散見されますけれども、市のプールにつきましては、基本的に循環で水温調整もしていますので、プールに入った状態の中で熱中症になるということはないように取り計らっております。ただ、外へ出たり、頭も照らされるので、産業文化事業団を指定管理者として委託しておりますが、そちらのほうにも注意喚起を先週しましたので、そういう運営をしていただいています。

教 育 長 ありがとうございます。プール関係よろしいでしょうか。

そのほかございますか。では、総務課。

教育総務課 次回 8 月の定例会のご案内でございます。9 月の市議会定例会の関係がございまして、本来第 4 週となりますが、8 月につきましては第 3 火曜日、8 月 21 日火曜日の午後 4 時からお願いしたいと思います。

また、9 月の市議会定例会の開会が 9 月 4 日を予定してございまして、一般質問の通告が 8 月 27、28 日となる予定でございます。結果によってでございますが、臨時会の開催を 9 月 3 日の月曜日に予定したいと考えてございますので、予定をお願いいたします。ご質問がない場合には事前にご案内をしたいと思いますので、ご予約のほうだけお願いしたいと思います。

教 育 長 ありがとうございます。第 3 回市議会が 9 月にあるので、第 3 週、8 月 21 日ということ。一般質問の内容によっては、臨時会を開くということで、その場合は午後 5 時からということよろしいですか。

教育総務課 5 時で予定をしております。

教 育 長 そのほかなければ、以上で 7 月の定例会を閉じたいと思います。ありがとうございます。